

総管査第218号
平成26年6月24日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍晋三 殿

総務大臣
新藤 義孝

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」

理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の規定に基づき独立行政法人の評価等の指針を策定するにあたり、同指針に研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を適切に反映させる必要があるため。